

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷された場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことに等により、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金を支払います。

◆ ボランティア自身の食中毒（O-157など）や特定感染症（新型コロナウイルス感染症も対象）も補償

◆ 熱中症（日射病や熱射病）も補償の対象

◆ 加入プランには、**基本プラン**、**天災・地震補償プラン**、**特定感染症重点プラン**の3種類があり、台風などの風水害による死傷は、基本プランでも補償

◆ 天災・地震補償プランは、基本プランの補償に加え、天災（地震、噴火、津波）が起因する死傷も補償（賠償責任の補償は基本プランと同じ）

◆ 特定感染症重点プランは、新規加入の場合、補償開始日から補償の対象（従来の補償プランでは補償開始日から10日以内に発病した場合は補償の対象外）

補償金額（保険金額）と保険料

保険金の種類		補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金			1,040万円	
	後遺障害保険金			1,040万円（限度額）	
	入院保険金日額			6,500円	
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額			4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外※		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷		対象外		対象
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）			5億円（限度額）	
年間保険料（1名あたり）			350円	500円	550円

※ 4月1日付で前年度から継続して契約した場合は初日から補償されます。

- 中途加入の場合も上記保険料となります。また、中途脱退による保険料の返金はありません。
- 途中でボランティア（メンバー）の入れ替えや加入プランの変更はできません。
- 加入は、1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

●ケガの補償

保険金をお支払いする主な場合



ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、熱中症になり通院した。



災害ボランティア活動中、飛び出していたクギを踏みケガをして通院した。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

●賠償責任の補償



活動中、誤って車いすを転倒させお年寄りにケガを負わせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガを負わせた。

補償期間（保険期間）：令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時まで